



服部社会保険労務士事務所/労働保険事務組合服部労務管理センター/服部行政書士事務所

服部事務所だより

〒683-0003 米子市皆生5-5-5 TEL0859-33-8594 FAX0859-33-8775

e-mail: hattori@sea.chukai.ne.jp http://www.chukai.ne.jp/~hattori/

SRP 認証は、社会保険労務士事務所の「信用・信頼」の証です。

平成27年10月号

当事務所 委託事業所様には 事業所番号 及び 従業員の皆様の個人番号の ご提供にご協力をお願いします



いよいよ10月中旬以降から国民一人ひとりに12桁の個人番号を割り当てた「個人番号通知カード」の送付が始まります。また、法人事業所も13桁の事業所番号が割り当てられます。

これらの番号は、今後社会保険及び雇用保険等の手続きで必要となるため、当事務所委託事業所様には、事業場番号及び従業員の皆様(社会保険の被扶養者がある場合はその方も含めて)の個人番号をご提供いただくこととなります。

まずは……

当事務所からお渡しする「個人番号収集シート」に

記入してもらってください

従業員の皆様に「個人番号収集シート」を配布し、利用目的を説明のうえ、個人番号(被扶養者がある場合はその方も)を記入してもらってください。記入後の「**個人番号収集シート**」を回収して、**11月末日をめぐに当事務所まで提出**をお願いします。



急いでやらないとダメなの? 実際の運用はまだ先のことでしょ?

従業員の皆様からの個人番号の取得(個人番号収集シートの回収)は、「個人番号通知カード」の到着と同時期に済ませた方が、後の実務がスムーズです。時期を逸すると、手間や費用がかかる事も……。

その後……

各事業所様で、個人番号台帳を作成・管理してください

※個人番号が記載された書類は、必要がある場合に限り保管し続けることができます。雇用関係がなくなる、保存期間を過ぎた場合など、速やかに破棄・削除しなければなりません



どうしよう! 個人番号台帳ってどうやって作るの? 何をどうしていいかもわからない!!

そんなときは、当事務所までご相談ください 各事業所様の規模に見合った、無駄な経費をかけない、実践的なアドバイスをさせていただきます

平成 27 年度 事業主説明会のご案内

今年も(一社)全国労働保険事務組合連合会鳥取支部による事業主説明会が、以下の日程で開催されます。事業主様、事務担当の皆様、どうぞお気軽にご参加ください。1事業所から複数の方のご出席もOKです。

●と き 11月24日(火) 午後1時30分～3時30分

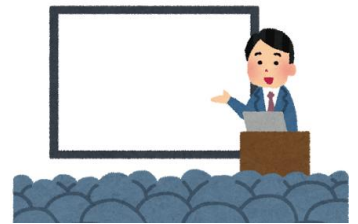
●ところ 米子コンベンションセンター

※参加無料

※講演内容……「マイナンバー制度」「助成金について」ほか

●参加ご希望の方は

10月26日(月)までに当事務所までお申込みください



社会保険関係委託事業主の方へお知らせ 9月から社会保険料控除額が変わっています

9月分(翌月控除の事業所は10月分)より社会保険料控除額が変わります。別途お届けしております控除額のお知らせをご確認ください。ご不明な点は当事務所までお問い合わせください。

健康保険料率…介護保険に該当する人 1,000分の115.4(被保険者負担 1,000分の57.7)

介護保険に該当しない人 1,000分の99.6(被保険者負担 1,000分の49.8)

厚生年金保険料率 9月以降…1,000分の178.28 (被保険者負担 1,000分の89.14)

(児童手当拠出金…1,000分の1.5(被保険者負担なし))

※参考…雇用保険料率(被保険者負担) 一般の事業…1,000分の5/土木・建築他の事業…1,000分の6

ご注意ください! 最低賃金が決定されました

最低賃金制度は、最低賃金法により国が最低賃金額を定め、正社員・契約社員・パート・アルバイト・嘱託といった雇用形態や呼称にかかわらず、すべての労働者が対象となる制度です。

鳥取県の最低賃金…1時間 **693円** (平成27年10月4日発効)

島根県の最低賃金…1時間 **696円** (同上)

※特定の産業には産業別最低賃金が別に定められています

●最低賃金には、次の賃金は含まれません

- ①精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ②臨時に支払われる賃金
- ③1月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ④時間外労働、休日労働及び深夜労働の割増賃金

